

H26 農村環境【選択科目Ⅱ-1-1】

・環境保全型農業の推進策と推進に当たっての留意事項について述べよ。

参考：農水省ホームページ

1、環境保全型農業推進策

1) 緑肥等の作付け

カバークロップを栽培しすき込むことにより、土壌の保護・改善効果に加え、雑草制御、病虫害や線虫防除、天敵の保護・増殖、農村景観美化などを図る。

また、リビングマルチにより、地表面の被覆で雑草抑制効果を向上させ、除草剤散布や草刈り等の作業を低減させる。

なお、推進に当たっては、①播種適期を必ず守る、②やせ地などでは施肥や有機物の施用を行う、③適切なすき込み時期の選定、など品種別の注意事項を遵守することが必要である。

2) 有機農業の取組

化学肥料、農薬を使用しない有機農業に取り組むべきである。

推進に当たっては、①遺伝子組み換え技術を使用しない、②農業者が有機農業に容易に従事するための取組、③生産される農産物の生産、流通又は販売の取組、④消費者が容易に有機農業により生産される農産物を手に入れるようにするための取組、など生産者及び消費者共に有機農業の推進に資するための支援を自治体等で積極的に取組む必要がある。